協会ニュース

令和元年度　第２回企画広報委員会の開催

第２回企画広報委員会を令和元年８月７日㈬、協会会議室で開催した。

１．議　題

⑴　委員長・副委員長の選出について
・規定により委員の互選で委員長富久大輔氏、副委員長濱口誠氏に決定。

⑵　えひめの資源循環原稿について
・発行回数及び掲載内容等資料に基づき説明した。

⑶「えひめの資源循環」第２号（８月号）企画編集について
・裏表紙写真の決定
・逆光部分の修正ができるか確認。
・総会写真について枚数を減らす。
・新役員名簿を地区役員含めまとめて掲載する。
・１週間以内に修正等を連絡する。

⑷　40周年史の発行について
・30年史に10年分追加する。
・次回までに見積もりを３社から取る。

⑸　ホームページについて
・年度別のアクセス解析と４月から６月のアクセス解析の報告。

⑹　その他
①「えひめの資源循環」第３号（11月号）の表紙について
・表表紙…11月号は県指定の「広瀬神社のケヤキ」に決定（内子町）
・次回用のストックとして、天満神社のクスを片岡委員、土田之木のエノキを西村委員が撮影する。
・裏表紙…国分寺（撮影者　貴田委員）
②次回委員会の開催日について
・第３号（11月号）　令和元年11月６日㈬13：30～（予定）
③消費税率改正（引き上げ）に伴う価格変更及び表示方法について
・10月より連合会マニフェストが１セット１円値上がりする。
・バイオハザードマークは仕入先が値上げ予定なので合わせる。
・車両ステッカーは消費税分上げる。

上記の内容について協議し、「えひめの資源循環」第２号（８月号）を８月末に発行した。

協会ニュース

令和元年度　第４回理事会の開催

第4回理事会を令和元年10月3日㈫、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

１．議　題

⑴　顧問・行政懇談会について

事務局より資料に基づき、愛媛県と松山市と調整した結果の議題及び進行について説明があり承認された。

⑵　新規加入及び退会の承認について

事務局より資料に基づき、入会（正会員１社）について説明があり承認された。

２．報告事項

⑴　委員会報告等

①第２回企画広報委員会報告（R1.8.7）

②四国地域協議会災害協定の締結について

③四国88箇所遍路道清掃（新居浜市）

④ マニフェスト等価格変更について

⑤県外視察研修報告

事務局より一括して資料に基づき概要報告があった。

⑵　全産連報告

①第45回理事会（R1.7.9）

事務局より資料に基づき、全産連理事会の概要報告があった。

３．今後の行事スケジュール

事務局より一括して資料に基づき、今後の行事予定の報告があった。

協会ニュース

令和元年度　県外視察研修の開催

令和元年９月18日㈬～19日㈭岡山県で令和元年度県外視察研修を開催した。

１　**参加者**　31名

２　**水島エコワークス㈱**

岡山県、倉敷市、民間企業10社による国内初のＰＦＩ事業である。

民設民営（BOO方式）による一般廃棄物、産業廃棄物、自動車破砕残渣を混合してサーモセレクト方式で処理し、全て再生利用し最終処分は０で平成17年から20年契約で運転している。契約更新は一般廃棄物処理費の面で倉敷市と合意が出来ず、2025年迄の受入れとなっている。０エミッションのため処分費が高くなっている。また、災害廃棄物についても共同企業体から受け入れているが、災害廃棄物はカロリーが高く処理能力迄の処理はできない状況である。

３　**岡山県災害廃棄物共同企業体**

岡山県が倉敷市と総社市から事務委託を受けて代行する災害廃棄物処理業務に、地元企業５社と関連企業９社の共同企業体で受注した。（他社は大栄環境GP）

業務は、公費解体廃棄物の一次仮置場と二次仮置場の運営管理である。2020年９月までの２年間である。施設については熊本地震の災害廃棄物処理の施設を持ってきている。

３　岡山県産業廃棄物協会岩本専務講演（後楽ホテル会議室）

岡山県産業廃棄物協会の取り組みについて講演をいただいた。

岡山協会では、過去から災害廃棄物の処理業務を行っているが今までは市町村と会員企業の契約で行っており、今回初めて協会が窓口となって実施した。主な業務は、真備町における収集運搬業務、水島処分場内の運営管理、総社市からの運搬業務、倉敷市仮置場の運営管理、笠岡市仮置場の破砕業務、井原市仮置場からの運搬及び選別切断処分業務などである。随契期間の３か月経過後共同企業体に残っている業務は引き継いだ。約10億円の契約であった。市町からの要請内容が二転三転したり、車両の手配等に齟齬があったり当初は苦労したとのことであった。今後は市町との協定締結や支部組織の充実が課題となっているとのことであった。

４　交流会等

夜参加者による交流会を開催するとともに、大原美術館や倉敷美観地区の視察も実施した。

協会ニュース

平成31年度　優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県からの受託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○電子マニフェスト操作体験セミナー

開 催 日　令和元年８月６日㈫
場　　所　愛媛県生涯学習センター
受講者数　午前の部　20名
　　午後の部　15名

研修内容
①　開講挨拶
②　演習
「電子マニフェスト操作体験」
（講師　神内　顕一氏）

○産業廃棄物に係る許可手続き研修

開 催 日　令和元年９月12日㈭
場　　所　リジェール松山
　　８Fクリスタルホール
受講者数　54名

研修内容
①　開講挨拶
②　講義
「産業廃棄物に係る許可手続等について」
（講師　仲村　正美氏）

協会ニュース

令和元年度　松山市受託安全衛生研修会の開催（産業廃棄物処理業者研修事業）

松山市受託の産業廃棄物処理業者育成事業である安全衛生研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○　安全衛生研修会

開 催 日　令和元年８月29日㈭

場　　所　リジェール松山 7Fゴールドホール

受講者数　34名

研修内容

①　開講挨拶

②　講義

「安全衛生配慮義務履行で安全確保！」

（講師　髙木法律事務所

弁護士　髙木　浩治氏）

講演・演習

「人間の失敗を科学する！」

（講師　中央労働災害防止協会

中国四国安全衛生サービスセンター

所長　山岡　和寿氏）

協会ニュース

2019年度　産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会等の開催

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識･技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が松山市のリジェール松山で開催された。

○　特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

開 催 日　令和元年10月９日㈬

受講者数　128名

○　産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）

開 催 日　令和元年10月10日㈭

受講者数　107名

協会ニュース

令和元年度　顧問・行政懇談会の開催

令和元年10月３日㈭、東京第一ホテル松山「スカイブリリアン（11階）」において、令和元年度顧問・行政懇談会を開催しました。

出席者は、西山会長以下当協会理事監事、顧問の森髙県議、西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県県民環境部岸本部長外、松山市環境部廃棄物対策課田岡課長外合計31名でした。

Ⅰ　開　会

Ⅱ　あいさつ

西山会長から「災害廃棄物につきましては、予てから愛媛県及び全市町と災害時における廃棄物処理の協力に関する協定を締結したい旨要望させていただいておりましたが、６月24日新たに県及び全市町との協定を締結させていただきました。まことにありがとうございました。協会といたしましても、毎年災害時における復旧支援規程を改訂し、資機材調査を行い災害時に迅速に対応できる態勢を常に整備しておきたいと考えております。また、本年４月１日協会名を産業廃棄物協会から産業資源循環協会に名称を変更しましたが、県の優良産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金等を引き続き活用してより一層会員の３Ｒシステム事業化促進を図っていきたいと考えておりますので引き続きのご支援よろしくお願いします。」と開会のあいさつが行われました。

引き続いて顧問を代表して森髙県議会議員から「恒例となりましたこの会も、顔ぶれを見ますとずーっと居られる方新しく入れ替わった方がいらっしゃいますが、回の増すごとにどうか協会と行政の信頼も増すことを期待したいと思います。昨年の豪雨災害の対応で協会も役割はしっかり果たしたと私は思います。ただ千葉県のようなことがもし愛媛県で起きたらどうなのかなと考える場合に、課題はまだあるような気もいたしております。次に、協会側に求めたいのですが、「産廃協会、産廃協会」と呼んで親しんでおりました名称を、新たな協会でも何がいいのか是非考えていただいて、長い舌を噛みそうな協会名を言わないで済むように、会長に一つお願いしておきたいと思っております。」とのあいさつをいただきました。

引き続いて行政を代表して岸本県民環境部長から「貴協会におかれましては、昨年の西日本豪雨災害において、大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に多大なるご貢献を賜わりました。また、本年６月には県と20市町との間で、「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」を締結するとともに、８月には四国４県の協会が災害発生時の相互応援協定を締結するなど、近い将来発生が危惧されております南海トラフ地震をはじめ、大規模災害への備えにもしっかりと取り組んでいただいているところであり、改めて感謝を申し上げる次第でございます。西日本豪雨による県内の災害廃棄物処理の状況につきましては、被災地の皆さま方の懸命なご努力によりまして、一部の地域を除き、概ね処理の完了の目途がつき、仮置場の現状復旧作業につきましても、加速化しているところであります。つきましては、災害廃棄物の処理に関しまして、忌憚のないご意見を賜りまして、より意義のある災害廃棄物体制の構築に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。また、今月は３Ｒ推進月間ということで、県としても様々な取り組みを行うこととしており、エミフルMASAKIにおきまして、昨年度に引き続き、貴協会の青年部にもご参加いただきまして、県民の３Ｒに関する意識高揚を図るため「愛媛の３Ｒフェア」を開催するとともに、レジ袋削減のためマイバックの利用を普及啓発する「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施することとしております。そのほか、スゴｅｃｏ対象商品や環境ビジネスの拡充、県内企業のリサイクル事業の促進等にも力を注いで参る所存でございますので、引き続き、皆さま方におかれましては、ご理解・ご協力を賜わりますようお願い申し上げる次第でございます。」とのあいさつをいただきました。

Ⅲ　出席者紹介（自己紹介）

Ⅳ　行政提供情報

１　産廃処理施設の火災等について（愛媛県）

県内の廃棄物処理施設において火災が発生しており、平成30年度は少なくとも５件の火災が発生している。５件のうち２件は最終処分場、２件は中間処理施設、１件は積替え保管施設であった。今年度も松山市内で２件の火災が起きたことを確認しているが、幸いにもいずれの火災においてもケガ人等はいなかった。県としては、火災が相次いで発生していることから、平成31年１月８日付けで「産業廃棄物処理施設等における火災対策の徹底について」という通知を出しており、通知の概要として、①所有する施設における火災発生防止のため、定期的な検査や清掃など必要な措置を行うとともに防火管理を徹底すること。②初期消火や所管消防署への通報、所管保健所まで速やかに報告すること。③火

災原因となる可能性があるスプレー缶、電池、廃油等が混入していないかの確認や排出事業者に分別の徹底を求めることとしている。事業者の方々にも火災発生未然防止にも引き続き努めていただくとともに、万が一火災が発生した場合には適切な対応をいただくようお願いする。

次に、本年８月、県内の産業廃棄物最終処分場において、埋め立て基準を超過した廃棄物が、誤って埋め立てられてしまったことが判明し、県の指導のもと当該廃棄物の撤去、撤去場所の水質検査及び搬入廃棄物の検査強化等の措置を行った事案が発生した。今回の事案は、埋め立ててから発覚まで比較的短い期間であり、速やかに廃棄物の撤去が行われ、実質的な環境影響は確認されていないが、不適切な処理が行われた事案であり、廃棄物処理事業者には、産業廃棄物を受託される際には、当該産業廃棄物が許可の範囲内にあるものか、基準の範囲内であるものかの確認の徹底をお願いするとともに、産業廃棄物の適正処理、あるいは周辺環境を配慮した事業実施を、これまで以上に努めていただくようお願いする。

≪松山市≫

４月に一般廃棄物処理施設で夜間に火災があった。原因は特定できなかったが、それほど大きくならずに治まった。もう１件は、７月に産業廃棄物処理業者の事業所で広域に臭気が拡散する大規模な火災であった。現在事業者は、サーモグラフィを導入して事前に廃棄物の温度が上がっているところを確認する、火災の拡大を防ぐために消火設備を設置する、廃棄物保管場所に壁を設ける等の対策に取り組んでいる。原因については不明であるが、一般的な話としてリチウム電池へ圧力が加わることで発火するとか、ガスが残っているスプレー缶によって発火することが原因であることが多いので、十分ご注意いただきたい。

≪西山会長≫

火災がこの一年間でかなり頻発をしているため、防火管理の徹底、火災発生時の初期消火及び消防署への通報、技術的な問題もありますが混入物の取扱いの３点について、会員に対して火災対策を徹底するよう通知をまず出し、３月の理事会で再度安全衛生対策の徹底を協議し、今年度の安全衛生管理研修会に火災対策を追加することとした。４月と７月にも廃棄物関係の火災があったことから、緊急に７月18日に安全衛生委員会、７月30日の理事会において火災対策について協議を行い、もちろん整理整頓から始まるわけですが、取扱注意物の管理徹底、消火器の設置の徹底、初期消火体制の整備、廃棄物適正保管・監視の徹底、社内教育訓練、事故対応マニュアル作成の実践、発生後の対策として、速やかな通報の実施、初期消火及び応急処置の実施、事故時の報告について協会をあげて徹底しようという取り組みを強化した。先月末にも各会員に冊子とＤＶＤを配布して、消火防火体制を構築するようにお願いしているところです。また、各地区でも安全パトロールをそれぞれ実施しようかというような動きもあり、西条地区が８月に他の地区にも声掛けして安全衛生パトロールの見学会を開催し、11月には火災対策を含んだ法令講習会をするようにしている。松山地区でも11月20日に安全衛生大会を開催するような計画をしている。なお、ハード面で赤外線センサー等による火災や温度上昇の探知をする消防設備について

補助金対象拡大等の意見もありますので、今後ともご指導いただければと思います。

２．産業廃棄物処理業許可申請マニュアルの更新について（愛媛県）

県では、産業廃棄物処理業の許可に関する手続の「産業廃棄物収集運搬業許可申請マニュアル」、「産業廃棄物処分業許可申請マニュアル」及び「産業廃棄物処理業変更届出マニュアル」を作成している。昨年12月に審査に支障ない範囲で手続きを簡素合理化し、各マニュアルを更新した。主な改正内容は、審査に当たっては必要不可欠とまでは判断されない図面、書類等を添付書類から削除した。これから許可の更新を迎える方々は、県のホームページに掲載している最新のマニュアルを確認いただき、不明な点等があれば、早めに管轄保健所へ相談をいただくようお願いする。

【主な内容】

内容	収運	処分	届出
事務所、事業所（駐車場、積替え保管施設、処理施設を除く）に関する添付書類を不要とする。	○	○	○
駐車場の図面の一部を不要とする。（平面図及び付近の見取図のみを要求）	○	-	○
駐車場の不動産登記簿については、土地登記簿のみを要することとする。	○	-	○
図面類及び写真について、直近の申請又は届出の際に提出したものから変更が無い場合は、更新許可申請時には提出を不要とする。	○	○	-
公図の提出を不要とする。	○	○	○
「産業廃棄物受託予定事業者等一覧表」を廃止する。	○	○	-
長期財務計画の提出を求める要件を許可事務通知に準拠させ、簡略化する。 法人：事業開始後３年に満たない者又は自己資本比率が 10%以下かつ直前３年間の損益平均値が０円未満の者 個人：事業開始後３年に満たない者又は直前3年間とも所得税の納付がない者	○	○	-

≪松山市≫

現在見直しを行っており、許可申請マニュアルを更新した際には、ホームページで公開するので、確認していただきたい。

３．ＰＣＢ使用安定器等の期限内処理につて（愛媛県）

昭和32年１月から昭和47年８月までに製造された蛍光灯の安定器等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、保管事業者が2021年３月末までに適正処理をすることが義務付けられている。県内のＰＣＢ使用安定器は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州ＰＣＢ処理事業所のみでしか処分できないので、ご留意願いたい。なお、期限内に処分できない場合は罰則が適用されるため、ご注意いただきたい。県では、事業所のＰＣＢ使用安定器の保管状況を把握し、期限までに確実に処分していただくため、順次、事業者の皆さま方に対して、ＰＣＢ使用安定器の掘り起こし調査を実施しているので、調査への協力をお願いする。

≪松山市≫

市が実施したアンケート結果からＰＣＢ使用安定器が保有されている可能性が高い事業者に、市職員が実際に行って確認する作業を行うので協力をお願いする。

４．３Ｒ推進月間等における取組について（愛媛県）

県では、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向けて取り組みを進めており、10月の３Ｒ推進月間を中心に様々な取り組みを実施している。まず、近年、話題となっている海洋プラスチックごみ問題について、県では、重要な課題であると認識し、これまでもプラスチックごみを含む海洋ごみの回収・支援のほか、小中学生を対象とした海洋ごみに関する体験型学習会を実施し

てきたが、今年度からの新たな取り組みとして、海洋プラスチック問題をテーマとしたシンポジウムを、愛媛大学の南加記念ホールで250名を超える参加者を得て開催し意識啓発を行った。また、３Ｒ推進月間においては、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、啓発用のポスターの配布、マイバックの持参、環境にやさしい商品の販売・購入などを消費者に呼びかけ等を行い、買い物を通して、環境に配慮したライフスタイルを促進しているほか、リサイクル製品や３Ｒに積極的に取り組む事業者の活動を紹介する「愛媛の３Ｒフェア」をエミフルMASAKIで開催している。３Rフェアにおいては、平成29年度より、貴協会の青年部が出展する分別体験コーナーは、例年、人気のコーナーとなっており、協力に感謝申し上げる。さらには、11月に新たな取り組みとして、スゴｅｃｏ製品等の展示・即売会を開催する。これらのさまざまな普及啓発活動を展開することにより、県民の３Ｒに対する意識の向上、環境にやさしいライフスタイルの実践を促進し、循環型社会づくりの実現に努めていくので、広報等に協力をお願いしたい。

５．食品ロスの削減について（愛媛県）

今年５月末には、食品ロス削減推進法が成立し、食品ロスの削減は、「国民運動」と位置付けられ、行政だけではなく、事業者や消費者が一体となって取り組むべき重要な課題とされており、食品ロス削減月間の今月１日から法律が施行された。国の調査によると、平成28年度、日本国内で年間643万トンが廃棄され、日本人１人当たりに換算すると、お茶碗一杯分約139ｇの食べ物が毎日捨てられている。そのうち、352万トンが食品製造業や事業系食品産業界から、291万トンが家庭から排出されているということになっている。県では、今年度は特に全体の半分近くを占める家庭の食品ロスを減らすため、新たな取り組みとして、家庭で食材を無駄にしないための「愛媛の食べきりアイデアレシピ」の募集をしたほか、食品小売店の登録制度を創設し、９月に募集を開始した。登録店舗では、食品ロスの削減に取り組んでいただくとともに、ＰＯＰ等の啓発資材を掲示し、消費者の啓発に協力いただいている。また、外食産業で発生する食品ロスの量が多く、約14％が食べ残されている状況であることから、県では、「愛媛県おいしい食べきり宣言事業所」の募集・登録を行っているほか、市町による「おいしい食べきり推進店」として、飲食店の登録制度創設を進めている。なお、宣言事業所は、県HPに事業所名等を掲載しており、現在424事業所となっている。

６．廃棄物再生事業者登録について（松山市）

廃棄物再生事業者の登録制度は、優良事業者の育成や市町における一般廃棄物の再生にかかる必要な協力体制の整備を図るために、平成３年の廃棄物処理法の改正において廃棄物の減量化再生の推進を目的として定められた。この制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる事業所が、任意で登録を受けることができるものであり、その登録事業者に対して、市町が一般廃棄物再生に関して必要な協力を求めることができるとされている。登録が制度化されて以降愛媛県内は愛媛県の事務として行われていたが、今年の４月から松山市内事業所は松山市でその事務を行うことと

なったので登録を受けたいときは松山市廃棄物対策課に手続きを行っていただきたい。この登録を受けると、登録廃棄物再生事業者と名乗れるとともに、廃棄物再生先として、市HPや排出事業者向けパンフレットに再生先として事業所名が記載される。

V　協　議

議題１　災害廃棄物処理における廃掃法の許認可等との関係の整理について

２　リサイクル法の円滑運用について

１　災害廃棄物処理における廃掃法の許認可等との関係の整理について

協会では、「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を新たに締結し、災害発生時における協力体制を改訂したところであるが、コンプライアンス面で疑義があり、許認可との関係性を整理したい。

①　災害廃棄物は一般廃棄物と位置付けられているが、当協会員は産業廃棄物処理業者になり、必ずしも全業者が一般廃棄物の許可業者とは限らない。その中で産業廃棄物処理専門業者であっても災害廃棄物の処理に協力することに問題はないのか。

②　市町から深ダンプで災害廃棄物の収集運搬等を依頼されるが、深ダンプは多くが土砂禁車両になっており、運搬できる災害廃棄物、運搬できない災害廃棄物は何か。

③　許可を受けた産業廃棄物処理施設で処理を行う場合届出すればこと足りますが、陶磁器の破砕機のように届出許可が不要な施設で処理をする場合には、許可手続が必要になり、迅速な処理を行うにあたり特例制度がないのか。

④　災害廃棄物の処理をするにあたり、構内使用のナンバープレート無し車両の災害廃棄物処理への活用について、円滑運用をご検討いただきたい。

⑤　災害廃棄物処理の再委託について、どういうケースが認められるのか明確にしていただきたい。

≪愛媛県≫

①　災害廃棄物は一般廃棄物に該当し、一般廃棄物の収集運搬・処分については、処理責任のある市町より委託を受けた場合については許可不要となるので、産業廃棄物処理業専業者であっても、市町から委託を受けることにより災害廃棄物の処理が可能となる。処分に使用する施設については、既に産廃の設置許可を得ている施設については第15条の２の５、産廃の設置許可を得ていない施設については廃棄物処理法第９条の３の３に基づき届出が必要となる。

②　深ダンプについては、愛媛運輸支局に確認したところ災害時においても特例扱いすることはできず、運搬可能な災害廃棄物は、木くずや廃プラスチック類等比較的比重の軽い廃棄物となる。

③　環境省に確認したところ、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けていない施設に係る特例措置は無いとのことであった。

④　ナンバー無しの重機の公道通行については、法律に基づく国の規制であるため、県独自で特例を設けることは困難である。

⑤　災害廃棄物の処理については、再委託は認められているが、再々委託は認められていない。再委託の条件は、廃棄物処理法施行規則第１条の７の６に規定されており、受託者が業務を遂行するに足る施設、人員

及び財政的基礎を有し、かつ当該業務の実施に関し相当の経験を有すること等となっている。また、交通整理等廃棄物の処分に該当しないものは、再々委託が可能と考えられる。

災害害廃棄物の円滑・迅速な処理については、協会のご協力なくしてはあり得ないので、今後とも現場目線でのご助言をいただきたい。

≪協会≫

岡山の災害廃棄物処理視察を先日行ったが、岡山県協会は、行政と協議し、会員については受けた協会という形で再委託ではないとの解釈で行ったとの説明を受けた。

≪愛媛県≫

一番大切なことは、現実に災害廃棄物の処理を行うことであり、契約形態はその次に考えたら良いと考える。

２　リサイクル法の円滑運用について（提言）

廃棄物の再資源化に向けた各種リサイクル法が定められているが、一般廃棄物については、家電リサイクル法の強制適用や各市町の分別回収等により再資源化が進んでいるところである。一方、事業系から排出される「ゴミ」については、事業系一般廃棄物と認められるもの以外は産業廃棄物とされており、それ故に再資源化に結びつかない可能性が多々ある。ついては、当協会も名称を産業資源循環協会と名称を変更したことから、廃棄物の再資源化の推進に向け以下提言したい。

① 廃棄物の再資源化に向けて、廃棄物処理を各種のリサイクル法とリンクさせ、一般廃棄物・産業廃棄物の壁を無くすよう進めていくことがベターではないか。

② ペットボトル、空き缶などは、全て一般廃棄物として容器包装リサイクル法で扱ったほうが、適正に処分しやすくなり再資源化に寄与するのではないか。

③ 産業廃棄物は一般廃棄物の一部を指定するもので、原料等で区分が指定されているが、製品等が高機能材料で製造される現在、一廃と産廃とを分離できない混合廃棄物が多くあるが、これらについても、一廃か産廃か区分を明確にするべきではないか。

≪愛媛県≫

小型家電リサイクル法については、全国の回収実績は、法施行時の平成25年度は２万４千トンであったが、平成29年度には７万８千トンまで増加している。市町村の参加状況については、平成30年６月時点で1,591市町村（約91％）になり、全国的にも市町村の取り組みがようやく進んだという状況である。県内は全20市町が参加し、１人当たりの回収量は1.07kgであり、全国でも上位の状況となっている。また、容器包装リサイクル法については、全国の市町村による廃ペットボトルの分別収集量は年間30万トンであり、ほぼ頭打ちになっている。なお、平成29年度の全国のペットボトルの販売量は587,351トンであり、市町村の回収率は、販売量の約50％、事業系の回収率が約40％で、回収率全体では約92％となっている。廃ペットボトルの取引価格は乱高下しており、安定的な経営が難しく、リサイクルルートが確立できにくい問題等がある。貴協会が提言する産廃・一廃の取扱いについては、昔から話が出ており、国の話では、産廃と一廃の取扱い区分の廃止については、大規模な法令変更になることから、十分な議論・検討が必要であり、大変難しい事案であると聞い

ているが、毎回考えて行かなければいけないことだと考えている。

混合廃棄物については、一廃と産廃が一体となった混合廃棄物が多くあることは承知しているが、あらかじめご相談いただければ、廃棄物の品質・製造・排出状況等を勘案し、管轄の県（保健所）又は松山市が判断するので、速やかに相談していただきたい。

≪松山市≫

産廃と一廃の混ざっているものの区別について、われわれも苦慮することがよくあるが、分けられるものは基本的に分けてくださいと言わざるを得ないのが現状である。それでも分離できないものは、比率の多いものに寄せて判断せざるを得ないと考えている。適正処理が出来るのかを見据えながら判断することが必要と考えている。

最後に、顧問から、懇談会についてそれぞれご意見をいただきました。

Ⅵ　閉　会

協会ニュース

四国地域協議会災害協定の締結について

公益社団法人全国産業資源循環連合会四国地域協議会を組織する愛媛県の西山会長他四国の会長等が高松市に於いて、災害発生時等の相互応援に関する協定を締結するため調印式を行った。

この協定は、地震･津波等による災害発生時に、独自では災害廃棄物処理に係る人員や車両･重機等を確保できない場合に備え、四国４県間での応援要請及び実施に関し必要な事項について定めたもので、調印式の様子は以下のとおり。

【調印式の様子】

日　時　　令和元年８月28日㈬　15：30～

場　所　　サンポートホール高松

出席者　　一般社団法人徳島県産業資源循環協会　　岸　　史郎 会長

一般社団法人香川県産業廃棄物協会　　松本　英高 会長

一般社団法人えひめ産業資源循環協会　　西山　　周 会長

一般社団法人高知県産業廃棄物協会　　近澤　栄二 会長

立会人　環境省中国四国地方環境事務所四国事務所

所長　櫻井　洋一 氏

立会人　国土交通省四国地方整備局

統括防災官　野本　粋浩 氏

協会ニュース

愛媛県災害廃棄物処理に係る図上訓練に参画

愛媛県は、令和元年10月25日㈮松山市男女共同参画推進センターで「愛媛県災害廃棄物処理に係る図上訓練」を初めて開催しました。参加者は、愛媛県循環型社会推進課、６保健所、全20市町及び協定締結団体のえひめ産業資源循環協会と愛媛県浄化槽協会の職員40名です。

この訓練は、平成30年７月豪雨災害において、被災市町が仮置場の運営等全体の流れを見通した主体的な対応が出来なかったことから、愛媛県が災害廃棄物処理計画などの実効性の確保、幅広い知識の習得による各主体の対応能力向上及び近接する市町等との人的ネットワークの構築による連携体制の向上を目的として初めて開催したもので、今後毎年開催される予定です。

訓練は、昨年の平成30年７月豪雨と同程度の降雨があり大規模水害が発生したとの想定で、発災直後については、迅速に必要な体制を構築し必要な情報収集、入手情報で適切対応の実施、県内他組織との連携確保について、また、応急対応時（３日目～２週間）については、し尿処理機能の確保、避難所ごみ処理体制の確保、迅速な災害廃棄物処理の開始で行われました。

協会は、協会内での組織体制の確立、連絡手段の確保、会員の被災状況の確認、支援可能資機材の把握、片付けごみやがれきの処理要請に対する対応を訓練しました。

今後、協会内でも被災状況の確認や支援可能資機材把握の情報伝達訓練を行いますので、会員皆様のご協力をお願いします。